

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年11月14日

水曜日

第4425号

目次

告示

- 救急病院の認定 1
- 指定自立支援医療機関の名称の変更
- 指定自立支援医療機関の指定 2
- 土地区画整理事業の事業計画の変更 4

公告

- 神通川地域森林計画の変更
- 庄川地域森林計画の樹立 5

告示

富山県告示第468号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年11月14日

富山県知事 石井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
あさなぎ病院	高岡市五福町1番8号	医療法人社団睦心会	自 平成30年12月1日 至 平成33年11月30日

富山県告示第469号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	みらい太郎丸薬局 富山市太郎丸西町二丁目8番10号 タウンハウス88	共創未来 太郎丸薬局 富山市太郎丸西町二丁目8番10号 タウンハウス88	平成30年9月27日
精神通院医療	みらい太田口薬局 富山市太田口通り三丁目5番16号	共創未来 太田口薬局 富山市太田口通り三丁目5番16号	平成30年9月27日
精神通院医療	みらい本江薬局 魚津市本江1623番地2	共創未来 本江薬局 魚津市本江1623番地2	平成30年9月28日
精神通院医療	みらいつばき薬局 黒部市三日市3470番地	共創未来 東三日市薬局 黒部市三日市3470番地	平成30年9月29日
精神通院医療	みらい黒部薬局 黒部市三日市1076番地1	共創未来 黒部薬局 黒部市三日市1076番地1	平成30年9月29日

富山県告示第470号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
V・drug もえぎ調剤薬局	富山市大町2区1-4	精神通院医療		平成30年10月1日

V・drugくまの薬局	富山市若竹町2-120-8	精神通院医療		平成30年10月1日
-------------	---------------	--------	--	------------

富山県告示第471号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
アイン薬局佐野店	高岡市佐野1237番3	精神通院医療		平成30年11月1日

富山県告示第472号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
こいで内科脳神経クリニック	高岡市佐野1238番1	精神通院医療		平成30年11月1日

付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 森林計画区の名称

神通川森林計画区（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、上市町、立山町、入善町及び朝日町）

2 縦覧場所

富山県農林水産部森林政策課、富山農林振興センター森林整備課及び新川農林振興センター森林整備課

3 縦覧期間

平成30年11月14日から同年12月10日まで

庄川地域森林計画の樹立

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により庄川地域森林計画を立てるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 森林計画区の名称

庄川森林計画区（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市）

2 縦覧場所

富山県農林水産部森林政策課、高岡農林振興センター森林整備課及び砺波農林振興センター森林整備課

3 縦覧期間

平成30年11月14日から同年12月10日まで

